

## 文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和7年6月16日（月）  
午前9時24分 開会  
午前10時57分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 清水 寛  
副委員長 荒木 慎太郎  
委員 須山 泰一、加藤 勇貴、  
福田 嗣久、前田 敦司、  
森垣 康平、義本 みどり
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹 中川 光典
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 清水 寛

# 文教民生委員会・分科会次第

日時：2025年6月16日（月）9:30～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 委員長あいさつ

## 3 協議事項

### (1) 付託・分担案件の審査

ア 委員会審査

イ 分科会審査

### (2) 請願・陳情の審査

ア 請願第1号 豊岡市内の高校に外国人生徒特別枠選抜制度の導入に関する件

イ 請願第2号 地方消費者行政維持・強化のための対策の国への要請に関する請願書

ウ 請願第3号 子どものゆたかな学びと育ちを保障するための2026年度政府予算に係る意見書採択に関する件

### (3) 意見・要望のまとめ

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

### (4) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について

### (5) 行政視察報告書について

### (6) 意見交換会について

豊岡市社会福祉協議会（8月～9月の開催希望）

## 4 報告事項

(1) 三江小学校長寿命化改修事業のスケジュール見直しについて 【教育施設課】

(2) 放課後児童クラブの8月以降の児童受入れについて 【幼児育成課】

5 その他

6 閉 会

## 令和7年第4回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

### 【文教民生委員会】

- 第43号議案 損害賠償の額を定めることについて
- 第45号議案 物件購入契約の締結について
- 第46号議案 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第49号議案 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第51号議案 令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第52号議案 令和7年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

### 【文教民生分科会】

- 第50号議案 令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第2号）

## 文教民生委員会重点調査事項

- 1 福祉等の充実について
- 2 医療の確保について
- 3 環境衛生について
- 4 交通安全・防犯対策について
- 5 教育をめぐる諸問題について
- 6 子ども・子育て支援について
- 7 文化・スポーツ振興について
- 8 文化財の保護と伝統文化の継承について
- 9 生涯学習について

# 文教民生委員会名簿

2025. 6. 16

## 【委員】

職名	氏名
委員長	清水 寛
副委員長	荒木 慎太郎
委員	加藤 勇貴
委員	須山 泰一
委員	福田 嗣久
委員	前田 敦司
委員	森垣 康平
委員	義本 みどり

8名

## 【当局】出席者に着色をしています。

職名	氏名	職名	氏名
くらし創造部 生活環境課長	和田 哲也	こども未来部 こども未来部長	山口 繁樹
生活環境課参事	小崎 新子	こども未来課長	若森和歌子
市民部 市民部長	植田 教夫	こども未来課参事	丸谷 祐二
窓口サービス課長	谷垣 卓宏	こども支援課長	吉本 努
国保・年金課長	坪内 淳子	観光文化部 観光文化部長	太田垣健二
城崎振興局 市民福祉課長	恵後原博美	文化・スポーツ振興課長	原田 泰三
竹野振興局 市民福祉課長	大谷 賢司	文化・スポーツ振興課参事	福井 孝道
日高振興局 市民福祉課長	小野 弘順	文化・スポーツ振興課参事	小川 一昭
出石振興局 市民福祉課長	成田 和博	文化・スポーツ振興課参事	武縄 真明
但東振興局 市民福祉課長	松井 郁子	文化・スポーツ振興課参事	吉岡 和彦
		部次長兼 新文化会館整備推進室長	村田 一紀

職名	氏名	職名	氏名
健康福祉部 健康福祉部長	原田 政彦	教育委員会 教育次長	永井 義久
健康福祉部参事	若森 洋崇	教育総務課長	川崎 智朗
社会福祉課長	梶原 博和	教育総務課参事	旭 和則
社会福祉課参事	神谷 謙二	教育総務課参事	本庄 昇
部次長兼 高年介護課長	定元 秀之	教育施設課長	谷口 祥規
高年介護課参事	玉島 正雄	教育施設課参事	加藤 哲夫
高年介護課参事	木内 純子	学校教育課長	寺坂 浩司
福祉監査課長	橋本 明宏	学校教育課参事	吉谷 孝憲
健康増進課長	宮野 千晶	学校教育課参事	服部 隆
健康増進課参事	武田 満之	幼児育成課長	向原 芳江
健康増進課参事	澤口久美子	幼児育成課参事	三輪 純子

## 【事務局】

職名	氏名
議会事務局主幹	中川 光典

合計 27名

## 午前9時24分開会

○委員長（清水 寛） それでは、まだ時間は少し早いですけども、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから文教民生委員会を開会します。

おはようございます。

大変暑い時期になりました。先日、夜歩いていると、蛍がもう飛んでるといような状況になってますので、季節の移りがすごく早いなというものを実感します。ただ、非常に暑くなっていますので、熱中症などには気をつけてお過ごしください。

あと、本日は、ちょっと12時超えるかなぐらいにこの委員会非常に盛りだくさんになっていますので、当局の皆さんも委員の皆さんも簡潔に行っていたきたいと思います。

じゃあ、着座にて進めます。

なお、当局から山口こども未来部長の欠席について申出があり、許可をいたしておりますので、ご了承願います。

一般会計に関する予算関係議案につきましては予算決算委員会に付託され、当委員会は、文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行は、委員会と分科会を適宜切り替えて行いますので、ご協力をお願いします。

委員の皆さんは、Side Books上のフォルダー、文教民生委員会、2025.06.16の中に本日の主な資料を配信しておりますので、ご確認ください。

それでは、これより協議事項1、付託・分担案件の審査、ア、委員会審査に入ります。

審査日程ですが、まず、委員会付託された議案のうち、第43号議案から第49号議案までの説明、質疑、討論、表決を行い、次に、当分科会に分担されました第50号議案についての説明、質疑、討論、表決を、その後、残りの第51号議案からの委員会審査を行います。次に、報告事項を挟み、請願・陳情の審査を行います。続いて、委員のみで委員会及び分科会意見、要望等の取りまとめを行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁

に当たりましては、くれぐれ要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願いいたします。

また、発言の最初には、必ず課名と名字をお願いします。

初めに、第43号議案、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮野課長。

○健康増進課長（宮野 千晶） 議案書35ページをご覧ください。第43号議案、損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

本件は、豊岡市健康管理システムのリース契約解除に伴う解約金の支払いについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

損害賠償額は363万4,400円、相手方及び事件の概要は、記載のとおりです。

なお、今回の損害賠償額、つまり解約金は、国が推進する標準準拠システムへの移行により必要になるものです。よって、解約金の財源には全額補助金が充当されます。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第43号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第43号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第45号議案、物件購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

谷口課長。

○教育施設課長（谷口 祥規） 議案書39ページを

ご覧ください。第45号議案、物件購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、中学校及び義務教育学校で使用する生徒用端末を購入するものでございます。

契約の方法は随意契約、契約金額は1億1,945万5,000円です。契約の相手方は、日本電通株式会社神戸支店です。こちらの会社については、県で一括契約している会社となります。あとは記載のとおりです。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第45号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第46号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

坪内課長。

○国保・年金課長（坪内 淳子） 議案書41ページをご覧ください。第46号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額措置に係る判定所得の基準額を引き上げる改正を行おうとするものです。

44ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正内容ですが、（1）では、基礎課税額に

係る課税限度額を66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円に引き上げること、（2）では、国民健康保険税の減額措置に係る所得判定の基準額について、減額の対象となる所得の判定において、被保険者等の数に乗ずるべき金額を5割減額は30万5,000円に、2割減額は56万円にそれぞれ引き上げることとしております。

2の附則におきまして、この条例は公布の日から施行することを、また、改正後の条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとしております。

45ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。よろしいですか。

では、質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第46号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第49号議案、豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○教育施設課長（谷口 祥規） 議案書71ページをご覧ください。第49号議案、豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いた

します。

本案は、竹野学園及び竹野放課後児童クラブの位置の変更等に係る規定の施行期日を令和8年1月1日まで延期するものです。

74ページをご覧ください。条例案要綱により説明いたします。

改正の内容は、竹野学園及び竹野放課後児童クラブの位置の変更に係る規定並びに屋外運動場照明施設を使用する場合に、使用料を加算する学校施設から竹野学園を削除する規定の施行期日につきまして、令和7年9月1日を令和8年1月1日に改めることとしております。

76ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご覧ください。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第49号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前9時40分 委員会休憩

午前9時40分 分科会開会

○分科会長（清水 寛） ただいまより文教民生分科会を開会します。

それでは、イ、分科会審査に入ります。

次に、第50号議案、令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、歳入、債務負担行為等の順に一気に説明をお願いします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は、説明が終わった後に一括して行います。

それでは、市民部、お願いします。

谷垣課長。

○窓口サービス課長（谷垣 卓宏） 歳出をご説明いたします。

95ページをご覧ください。下の枠の戸籍住民基本台帳事務費742万5,000円です。住居表示に関する法律の規定により、設置されている街区表示板が経年劣化により文字等が消えてしまっているため、更新、設置するための費用です。更新に当たっては業務委託することとし、内容は、現地調査、表示板作製、設置等となっています。

窓口サービス課は以上です。

○分科会長（清水 寛） 続いて、健康福祉部、お願いします。

梶原課長。

○社会福祉課長（梶原 博和） それでは、歳出のほうから説明させていただきます。

97ページをご覧ください。まず、真ん中の表、一番上の枠になります。社会福祉総務費の枠になります。説明欄をご覧ください。福祉事務所費の3行目の福祉総合システムの改修に係る業務委託料の258万5,000円の増額につきましては、障害福祉サービスの就労選択支援というサービスの創設に伴いまして、現在利用しているシステムの当該サービスの支給決定、台帳連携、請求審査等への対応をするため、障害者福祉総合システムを改修するものになります。

続きまして、同じ表の2つ目の枠をご覧ください。健康福祉施設管理費の枠にあります説明欄になります。こちらの豊岡健康福祉センター管理費の2行目以降の還付金、還付加算金及び返還金の合計265万2,000円の増額につきましては、豊岡健康福祉センターの行政財産の目的外使用料の算定につきまして、2019年度以降の建物の使用料の算出に係る係数の取扱いに誤りがありまして、その過

大に徴収していました使用料を返還するものになります。

2019年度からの事務処理誤りになるため、行政財産の目的外使用料につきましては、地方自治法上の非強制徴収公債権の時効消滅の5か年分と民法上の市の不当利得になりますので、その1年分を加えました合計6年分に加算金を加えて返還するものになります。

返還の対象となる団体につきましては7件5団体で、既に謝罪、経緯の説明及び返還のスケジュールの予定につきまして説明しているところがございます。

誤りの原因につきましては、算定に係る手順や根拠資料の確認不足ということが上げられております。今後につきましては、算定方法の細部まで確認するとともに、計算方法の過程につきまして、エクセル等でやっておりますので、そこに注意書き等をメモするなどを行いまして再発防止に努めていきたいと考えております。

次に、99ページをご覧ください。真ん中の表の生活保護総務費の枠になります。説明欄をご覧ください。生活保護適正実施推進事業費、3行目の生活保護システム改修業務の委託料257万4,000円の増額につきましては、生活保護における生活扶助の基準見直しと、国において行われます被保護者調査の調査項目の変更やエラーチェックの機能につきまして、修正の対応のため生活保護システムを改修するものになります。

続きまして、歳入になります。

89ページをご覧ください。2番目の表になります民生費の国庫補助金になります。2つ目の枠の障害者総合支援事業費補助金129万2,000円につきましては、先ほど説明しました福祉総合システム改修業務に係る業務委託料に対する国庫補助金2分の1になります。その1つ下の枠になります生活困窮者就労準備支援事業費等補助金128万7,000円につきましては、先ほど説明いたしました生活保護システム改修業務に係る委託料に対する国庫補助金2分の1になります。

社会福祉課からの説明は以上になります。

○分科会長（清水 寛） 定元部次長。

○健康福祉部次長（定元 秀之） 歳出から説明いたします。

96、97ページをご覧ください。一番下の表の説明欄1枠目、介護保険事業特別会計繰出金193万6,000円の増は、第51号議案で上程しております介護保険事業特別会計補正予算の一般会計繰入金分であります。

続いて、先に2つ下の枠をご覧ください。民間老人福祉施設助成事業費の地域介護拠点整備費補助金1,660万円の増額は、市内の1訪問介護事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を来年の1月に開設したいとの要望があり、開設準備分として補助するものであります。

なお、財源は全額県の補助であり、県からは補助金の内示はいただいております。

続いて、1つ上の枠に戻ってください。老人福祉事業費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業費の補助金442万5,000円の増は、先ほど市内の1訪問介護事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設したいと説明をいたしました。県は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の参入を促進するため、参入する事業者に対し、人件費と賃借料について補助する制度を実施しており、今回、開設意向のある事業者が人件費と賃借料に対しても費用を要望するため、計上するものであります。

なお、人件費補助は、基準補助額が1事業者当たり上限が735万円、また、賃借料補助は基準補助額が1事業者当たり上限が150万円となっております。財源は県と市が4分の1ずつ、事業者負担が2分の1となっております。

補助期間は、事業開始から1年を経過する期間となっておりますので、今回、上限額を補正額として計上しておりますが、今年度、事業者が上限まで補助申請をしない場合は、来年度に残額を予算措置する予定であります。

歳出は以上です。

続いて、歳入です。

88、89ページをご覧ください。下から2つ目の表、17款県支出金、2項県補助金の説明欄1枠目、地域介護拠点整備費補助金1、660万円、その下の定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業費補助金221万2,000円の増は、先ほど歳出で説明しました市内の訪問介護事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者を開設するための開設準備分と、人件費、賃借料の県負担分であります。

説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 宮野課長。

○健康増進課長（宮野 千晶） それでは、健康増進課の歳出の補正についてご説明しますので、99ページをご覧ください。説明欄の一番下の表について順にご説明いたします。

初めに、保健センター運営費、救急安心センター運営費278万6,000円でございます。兵庫県が実施主体となり7月から全県展開する#7119救急安心センター事業は、軽症者の救急出動割合の減少等による救急車の適正利用、救急医療機関の受診適正化、消防指令センターの電話対応等の負担軽減を目的に実施するものです。

次に、予防接種事業費ですが、予防接種健康被害救済給付金について、国からの認定のあった方1名分の医療費と医療手当になります。

次に、診療所事業特別会計繰出金ですが、第52号議案、豊岡市診療所事業特別会計の補正に伴う一般会計からの繰出金になります。

続きまして、歳入ですが、89ページをお願いします。説明欄、下から2つ目の表、予防接種健康被害処理事業費補助金については、予防接種健康被害救済給付金に対する国の負担で、10分の10の補助率になります。

健康福祉部の説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 続いて、こども未来部、お願いします。

吉本課長。

○こども支援課長（吉本 努） こども支援課からは、歳入のみ1件、補正予算として計上させていた

だいております。

99ページをご覧ください。99ページの1枠目、こども支援センター運営事業費122万4,000円でございます。これは、こども支援センター内の多目的室、こちらのほうの空調設備を増強するため、エアコン1基及びサーキュレーター2基を設置しようとするものでございます。

こども未来部からの説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 続いて、教育委員会、お願いします。

川崎課長。

○教育総務課長（川崎 智朗） 教育総務課は歳入はありませんので、歳入からご説明をいたします。

議案書91ページをご覧ください。上から2つ目の表、教育総務費寄附金28万円は、市内の団体から学校の部活動の支援にと寄附をいただいたものです。なお、この寄附金は、学校教育課所管の中学校の学校運営事業費に充当いたします。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。議案書80ページをご覧ください。表の一番下、学校給食配送車両購入です。2026年度末で日高等学校給食センターを廃止し、豊岡及び出石学校給食センターに集約するため、配送時間の都合上、配送車が追加で3台必要となります。納期に1年以上を要することから債務負担行為を設定するもので、限度額は3,626万1,000円です。

教育総務課は以上です。

○分科会長（清水 寛） 次に、寺坂課長。

○学校教育課長（寺坂 浩司） まず、歳出につきまして103ページをご覧ください。一番上、教育研修センター管理費ですが、県が実施します授業改善研究事業の指定を受けましたので、八条小学校を対象として学識経験者の指導を受け、授業改善に向けた授業研究を実施します。その下、学校振興事業費ですが、まず、ふるさと学習として施設見学や体験学習を行う際のバス借り上げ料です。昨年までは地方創生事業として国の交付金を受け、当初予算に計上していましたが、交付金が終了したこと等により、事業内容を見直し、6月補正で計上しております。

その下、補助金ですが、フリースクール運営事業者に対し、運営支援のための補助金を創設するものです。その下、スクールバス運行管理費ですが、竹野地域で今年の10月から公共交通の再編が実施され、竹野海岸線のイナカーが廃止されますので、それに対応した竹野学園のスクールバス運行の見直しに伴う経費です。

その下の枠、学校運営事業費ですが、竹野金管バンドバトンクラブからの寄附金を活用して、中学校のクラブ活動備品、楽器の充実を図るものです。なお、寄附金の歳入は教育総務課で計上しています。

続きまして、歳入につきまして89ページをご覧ください。一番下の枠、教育総務費委託金ですが、歳出で説明しました授業改善研究事業に係る県の委託金です。

最後に、債務負担行為につきまして80ページをご覧ください。上から2つ目の通学バス運行管理業務ですが、歳出で説明しました竹野学園のスクールバス運行委託のうち、10月以降分として新規契約する運行委託の令和8年度分になります。

教育委員会からの説明は以上です。

○分科会長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） 生活保護の基準見直しという話がありましたけど、具体的に教えていただきたい。

○分科会長（清水 寛） 梶原課長。

○社会福祉課長（梶原 博和） 生活保護の基準の見直しなんですけど、今、生活保護の基準に1,000円上乗せで支給というか、生活保護費、計算されとるんですけど、それが500円上乗せされるというふうな基準の見直しがあったということで、今回システム改修を行うものとなっております。以上です。

○分科会長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 生活保護一般のことなんですけど、車の保有、これがあれば生活保護受けられない、僕もそう思っていましたし、度々それ聞かれるんですけど、そこら辺について現在本市ではどのような運

用をされてるか、この際教えていただけませんか。

○分科会長（清水 寛） 梶原課長。

○社会福祉課長（梶原 博和） 生活保護の先ほど委員がおっしゃられました自動車の保有につきましては、基本は、何ていうんですか、処分をしていたら生活費なり収入に充てていただくというふうな対応をさせていただいております、そういうふうな形でケースワーカーのほうから保護を申請される方につきましては指導なりさせていただいてるところになります。

○分科会長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 基本はということ、なら、ケースによっては保有をしながらでも受給されるケースもありますか。どうでしょう。

○分科会長（清水 寛） 梶原課長。

○社会福祉課長（梶原 博和） ちょっと今、資料が手元にありませんので。

○分科会長（清水 寛） 原田部長。

○健康福祉部長（原田 政彦） 原則は、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、そうでない場合もあります。例えば公共交通機関がないところで定期的な通院に使う必要があるというような場合には、それは認める場合もありますし、生活保護になってから向こう6か月以内に就労ができるであろうという、そういう見込みがある場合には、向こう6か月間は保留するというような、そういう考えでもありますので、一概に全て自動車を処分してもらおうというわけではありません。ほかにもちょっと細かい規定ありますけれども、おおむね主なものについてはその2通りだというふうに理解していただけたらと思っております。以上です。

○分科会長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 厚労省のほうからかな、車保有で支給しないということを一律に規定しないようにみたいな通知はなかったですか。車の保有に関して特にありますか。

○分科会長（清水 寛） 若森参事。

○健康福祉部参事（若森 洋崇） 通知というスタイルだったかどうかは記憶しておりませんが、そ

のようなことが厚生労働省から出ていることは事実でございます。先ほど部長の原田が申しましたとおり一律にはなくて、その人の生活状況を踏まえて、必要不可欠な場合には、要は車がないと働けないとかの場合には車は所有できるというふうになっております。以上です。

○分科会長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 何度もすみません。そうなんです。そういうのを聞いたんですけど、でも、実際には車があったら駄目でしょうと、はなからそう思い込んどる、僕もでしたけど、そういうケースが多いと思うんです。そういうのを何らかで周知してもらいうようなことは難しいでしょうか。

○分科会長（清水 寛） 梶原課長。

○社会福祉課長（梶原 博和） 先ほどの周知という点なんですけど、相談されたときに、やはりケースワーカーのほうに、そういった制度もありますよというふうな形で、相談の中で対応させていただきたいと思います。

○委員（須山 泰一） よろしくお願ひします。

○分科会長（清水 寛） よろしいですか。

ほかございますか。よろしいですか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） 全く別の話です。訪問介護の事業所開設ですか、県から1,660万円交付金か何か出るということでしたけど、これは具体的にどこで開設されるかとかは教えていただけるものですか。

○分科会長（清水 寛） 定元部次長。

○健康福祉部次長（定元 秀之） まだちょっと具体的に言われてはないですけど、これから申請がありますので、またそちらがありましたら報告はさせていただきますと思います。以上です。

○分科会長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（清水 寛） ほかがございせんか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なら、打ち切りますよ。心残りはないですか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） #7119とか本市の地域医療計画とかに関わる質問として、原田部長が本会議で療養病床を増やすこと、あるいはつくることについて但馬圏域の医療部会が検討しとるというような答弁をされたことについて、もうちょっと詳しくお聞きしたいなど。療養病床がないという声は多いんですよ。（発言する者あり）あかん。（「と思うけど」と呼ぶ者あり）駄目ですか。（「委員長の判断だけ」と呼ぶ者あり）

○分科会長（清水 寛） そしたら、それはまた後ほどゆっくりしていただいてよろしいですか。

7119に関してだったらいいですけど。

○委員（須山 泰一） 小森議員が言われた地域の実情を電話先がちゃんとつかんでほしいですね、きちんと。神戸や尼崎と同じような対応をされては困るんですね。質問ではないです。

○分科会長（清水 寛） なら、ほかはございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第50号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

分科会を暫時休憩します。

午前9時54分 分科会休憩

---

午前9時54分 委員会開会

○委員長（清水 寛） 委員会を再開します。

第51号議案、令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

定元部次長。

○健康福祉部次長（定元 秀之） 議案書115ページをご覧ください。第51号議案、令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万6,000円を追加し、総額をそれぞれ101億5,225万円とするものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出です。126、127ページをご覧ください。1款総務費、1目一般管理費193万6,000円の増額は、介護保険システム更新のため、パソコン55台分の設定費用に係るものであります。歳出は以上です。

次に、歳入です。124、125ページをご覧ください。7款繰入金、5目その他一般会計繰入金193万6,000円の増額は、先ほど説明しましたパソコン設定費用の増額に伴う一般会計の繰出金です。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） それでは、質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第51号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第52号議案、令和7年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。当局の説明を求めます。

宮野課長。

○健康増進課長（宮野 千晶） それでは、議案書の129ページをご覧ください。第52号議案、令和7年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本件は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、総額をそれぞれ2億9,466万8,000円とするものです。

まず、歳出の内容について事項別明細書でご説明いたしますので、140ページ、141ページをご覧ください。1款休日急病診療所費については、診療所の薬剤師が薬剤を調製する際に使用する電子てんびんが故障したため、医療用備品を更新するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻っていただいて138ページ、139ページをご覧ください。1款休日急病診療所収入の一般会計繰入金については、歳出で説明した医療用備品の購入に充てるものです。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 質疑を打ち切ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、第52号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、ここで、当局の職員さんにつきましては、この後、報告事項がある部署を除いて退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

委員会を暫時休憩します。

午前 9時58分休憩

午前10時00分再開

○委員長（清水 寛） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

議事順序を変更し、4の報告事項に入ります。

教育施設課と幼児育成課からそれぞれ1件報告事項があります。

それでは、幼児育成課から、三江小学校寿命化改修事業のスケジュール見直しについて……（「ごめんなさい、教育施設課」と呼ぶ者あり）すみません、失礼しました。

教育施設課から三江小学校寿命化改修事業のスケジュール見直しについての説明をお願いします。

谷口課長。

○教育施設課長（谷口 祥規） 三江小学校の長寿命化改修事業のスケジュール見直しについてご説明いたします。

1番の現状及び経過です。現状といたしましては、工事の主要財源であります国の交付金が今年度当初での内定が不採択となりました。経過といたしましては、申請手続といたしまして、昨年5月、国の第1回交付金取りまとめに申請いたしました。年3回申請時期がありまして、5月の申請が最初の申請であります。この時期の申請分は通常採択されておりました。

(2)で採択されなかった理由といたしましては、県からは、国の財源不足と推測されると伺っております。

2番目、事業概要ですが、事業概要といたしましては、三江小学校は、(1)の目的といたしまして、豊岡市学校施設個別施設計画に基づく老朽化した学校施設の長寿命化を行うこととしております。

(2)で内容及び事業期間ですが、今年度につきましては、2025年の欄です。普通教室棟の内部・外部改修工事と特別教室棟の外部改修工事を行う予定でした。

(3)で今後のスケジュール見直し案ですが、2025年5月に追加募集の申請を行いました。7月に交付金の内定となりましたら、10月の建築工事の仮契約、12月の定例会におきまして建築工事の

本契約を上程する予定です。工事期間、2026年の1月から9月を整備工事期間といたしまして、来年の夏休み期間を中心として行うこととしております。

(4)で全体事業費ですが、見直しをしても増減がない予定となっております。

(5)スケジュールの見直しの影響についてですが、先ほどもありました事業費、今年度の追加募集に採択された場合ですと影響ありません。それと、児童等につきましては、緊急の危険箇所の整備ではないために特に影響はないと考えております。

説明は以上です。

○委員長（清水 寛） 報告は終わりました。

委員の皆さんで特に質問等あればお伺いしますが、よろしいですか。

前田委員。

○委員（前田 敦司） 2点お伺いしたいと思うんですが、こういう事例っていうのは過去にもあったんですかっていうのが1点と、あと、もう一回申請されるっていうことで、それでいけるかどうかっていうところ。文部科学省が財源不足になったとされてます。すごくふわとした理由だと思えます。それに対して、本会議場でも熱心な議員が発言しておられましたが、地域の方は待望しておられるということなんで、そこに関して今の感覚をお聞かせいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（清水 寛） 谷口課長。

○教育施設課長（谷口 祥規） 1点目の過去の事例ですけれども、先ほどもありました通常ですと当初の交付金内定っていうのは、前年度に申請するんですけども、その時点で第1回目で手を挙げてる学校につきましては当然ついてたという状況です。詳しく申し上げますと、今年度の当初予算、国のほうですけども、大体前年度に比べて3分の1ぐらいになつてるといって、それで財源不足であろうというところが推測されます。

2点目の今回追加募集に申請した件ですけども、これについては、ちょっともう私どもでどうすることも無いので、ついた場合としか言いようがないん

ですけれども、現在、全国的に先ほどもありました3分の1の予算ということで、全国の教育長会でも緊急要望ということで国のほうには要望されてますので、追加、その件につきまして文科大臣のほうも検討されるということの発言はいただいておりますので、何とか実施したいと考えております。以上です。

○委員長（清水 寛） 前田委員。

○委員（前田 敦司） ありがとうございます。もし参考までに分かればなんですけど、こういう交付申請したけど不採択となった事例っていうのは、ほかにどれぐらいあるのかっていうのはご存じですか。（「ほかに」と呼ぶ者あり）他市で。

○委員長（清水 寛） 谷口課長。

○教育施設課長（谷口 祥規） 他市でということですが、先ほどもありました3分の1ということで、県のほうからは、国の内定、県内は大体半分以下ぐらいということをお聞きしています。それで、この近隣の3市2町を確認したんですけども、7年度当初予算で実施してるのが養父市と朝来市がありまして、養父市さんのほうは内定がなかったということと、朝来市さんのほうについては体育館空調ということで、空調はちょっと別予算でもないですけど、空調のほうは国も進めてまして、そちらのほうはついてるといふふうにお伺いしています。以上です。

○委員長（清水 寛） 前田委員。

○委員（前田 敦司） 分かりました。ぜひ、祈るしかないですね、結論。分かりました。以上です。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

ほか。

永井次長。

○教育次長（永井 義久） 市長のほうにも、国のほうには我々の、採択保留って国は言ってるんですけども、それを受けまして要望を出していただいておりますし、状況を見ますと、先ほどありましたように、177億円が去年予算があって今年度は62億円ということで、3分の1ということです。最優先とされた事業、優先、その他というふうにあるらしいんですけども、それでも何か不採択っていうの

がありますので、そこは強く国全体で要望しとるという状況ですので、我々としてはもう遺憾としか言いようがないという状況ですので、そういう要望を努力するという意味です。

○委員（前田 敦司） ありがとうございます。

○委員長（清水 寛） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 細かいことですが、この財源4億8,000万円強ですけども、交付金が今不採択になった1億2,800万円と起債の3億1,600万円、一般財源で3,500万円、合計4億8,000万円ほどになりますけれども、この起債というものは、起債の名称は何かということと、交付税措置はどれぐらいあるものか、それをちょっと教えてください。交付税措置は1億2,000万円ほどありそうな気がするんですけども、この計算式、この枠で見ると。

○委員長（清水 寛） 加藤参事。

○教育施設課参事（加藤 哲夫） 起債なんですけど、この補助金の裏の起債で学教債というのがついております。これがトータルで1億9,240万円、あと財対債というのがそれとセットでついてきていまして、それが合計で3,840万円、今回、普通教室棟と特別教室棟、違うメニューで申請してるんですけど、普通教室棟のほうが全体の3分の1が補助対象ではなくて、面積掛ける基礎単価っていう計算がありまして、大体8割ぐらいが補助対象になってます。その残りの2割に対しては公適債を活用しております。公適債については充当率が90%で交付税算入が50%、これが金額が8,540万円になります。トータルで3億1,620万円、これが起債のトータル額になります。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。公適債も入ってるのかなと思って聞いてみたんですけど、ありがとうございます。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） そうしましたら、教育委員会の皆さんにつきましてはここで退席していただ

いて結構です。(発言する者あり)申し訳ないです。

(「帰れてか」と呼ぶ者あり)申し訳ないです。

次に、幼児育成課から放課後児童クラブの8月以降の児童受入れについての説明をお願いします。申し訳ないです。

向原課長。

○幼児育成課長(向原 芳江) それでは、放課後児童クラブの8月以降の児童受入れについて報告します。

これまでから子育て家庭から要望があります放課後児童クラブの年度途中の入所について、市長総括説明にもありました「子育てに優しいまちづくり」の子育て情報の分かりやすさやこども計画を受けまして、新たに8月以降に受入れ可能なクラブを広くお知らせし、入所申請を受け付けることとしました。

放課後児童クラブの利用につきましては、受入れ体制を確保する観点から、年間を通した利用を原則としておりますけれども、施設の面積や職員体制等を勘案し、受入れ可能なクラブについては随時年度途中の受入れをこれまでから行っております。このたびの取扱いにつきましては、子育て家庭の負担軽減をできることから進めるという方針の下、新たに8月以降に受入れ可能なクラブを周知することで、利用希望者が入所申請しやすい環境を整え、子育て家庭の利便性を高めるものと考えております。

資料のほうをご覧ください。具体的に8月から受入れ可能な児童クラブは、資料2のとおり、11クラブで計30名程度になっております。そのほかのクラブにつきましても随時申請を受け付けておまして、9月以降で受入れに余裕がある場合に入所を調整させていただきます。

次に、申請期限ですけれども、7月2日水曜日しております。7月途中からの入所を希望する場合は、調整可能な場合のみ受け入れますけれども、その場合でも、申し訳ないですけれども、使用料の日割りはいたしません。

次に、入所の決定ですが、7月下旬に利用許可決定通知書を送付してお知らせします。受入れ可能な

人数を上回る申請があった場合には、低学年を優先に受け入れ、その他家庭状況を考慮して決定いたします。

次に、利用児童対象は、市内に住所があり、市内の小学校等に就学する放課後留守家庭児童ですが、児童クラブの住所がある校区の児童のみ対象としております。ですので、他校区の児童は受入れの対象にはなりません。そのほか、支援が必要な児童、幼稚園児については資料に記載のとおりです。

次ページをご覧ください。申込方法は、資料のとおり、オンライン申請と紙による申請があります。ここで、資料の紙による申請の記載で、「保育を必要とする理由を証明する次の書類と一緒に」というふうに記載しておりますけれども、この書類には添付書類の内容を記載していませんのに「次の」と記載しておりました。大変申し訳ございませんでした。申請書の添付書類など詳しくは、本日の午後公開予定のホームページでお知らせしますので、そちらをご覧くださいという形になります。

最後に、今後のスケジュールは、表に記載したとおりとしております。

説明は以上です。

○委員長(清水 寛) 説明は終わりました。

委員の皆さんで特に質問があればお伺いします。いかがでしょうか。

義本委員。

○委員(義本みどり) これは、多分以前から夏休みだけ預かってほしいとかいうご希望はちらほらあったかと思うんですけど、それに対応するものでしょうか。

○委員長(清水 寛) 向原課長。

○幼児育成課長(向原 芳江) おっしゃるとおりで、夏休みだけ受けてほしいというのは以前から声は上がっています。ただ、先ほども説明させていただいた通年利用を最優先にさせていただいて、空きが、受け入れる余裕があればというようなことをお問合せがあったときには申し上げているんですけれども、このように広く周知するっていうのは今までしていなかったもので、今回そのようにさせてい

ただくということです。

○委員長（清水 寛） 義本委員。

○委員（義本みどり） 確認ですが、夏休みだけ、この空いてるところであれば入れられるけれども、夏休みだけで、もう9月からはいいですっていう利用の仕方は可能なんですか。

○委員長（清水 寛） 向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） 基本的には8月以降の受入れということで周知させていただいて、結果的に夏休み終わって退所しますって言われる場合は、もうそれは保護者さんのご希望ですので、退所届を出していただくという形になります。

○委員長（清水 寛） 義本委員。

○委員（義本みどり） 確認ですが、現場の意向等も十分確認させていただいてるというふうには伺っていますが、それで間違いなかったでしょうか。

○委員長（清水 寛） 向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） 現場のほうにも、受入れ体制等確認しまして、もうこの11か所でかかせていただくということでさせていただいております。

○委員長（清水 寛） 義本委員。

○委員（義本みどり） 分かりました。なかなか少ない人数でたくさんあるクラブの支援、遠いし、大変かと思えますけれども、くれぐれもよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（清水 寛） ほかありますか。よろしいですか。

前田委員。

○委員（前田 敦司） この利用対象児童っていうところで、校区をまたがないっていうふうな説明があったかと思うんです。これ11クラブの中で、例えば人気というか、多い校区と少ない校区があるんじゃないかなというふうに想像するんですけど、その辺りの実態というのがもし分かれば教えていただけたらと思うんですが。

○委員長（清水 寛） 向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） やはり市街地は児童数も多いので、利用していらっしゃるお子さんも多

いということで、ここには入っていないというようなことです。利用人数の多いところは余裕がないので、今回の受入れ箇所には入れておりません。

○委員長（清水 寛） 前田委員。

○委員（前田 敦司） 要はニーズが集中しているところと空いているところがあるんじゃないかなというふうに聞こえるんですけど、そうなってくると、親御さんの送迎だったりとかで校区をまたいで通わせるということはできないのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長（清水 寛） 向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） おっしゃるとおりのことは誰しも思われると思うんですけども、夏休みだけということで限っているものでは一応ないので、やっぱり放課後、子どもが帰ってきて行ける児童クラブということになるので、校区をまたいでっていうことは今のところしておりません。

○委員長（清水 寛） 前田委員。

○委員（前田 敦司） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（清水 寛） ほかいいいですか。須山委員。

○委員（須山 泰一） そうですか。なら、ニーズの多いところはこれの対象になってないというか、多いところは違うんですね。

それも、ちょっと一つえっと思いますし、もう一つ、夏休みだったら、8月からでなくて、7月からそういう要望があるんじゃないかと思うんですけど、8月からでないそれはやっぱり駄目なんですかね。

○委員長（清水 寛） 向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） 先ほどもちょっと触れたんですけども、確かに夏休みっていうことになると、7月の途中からということがあります。ただ、今から受入れを調整をしていっていうところで、受入れに余裕があるクラブで早く調整できるような場合は7月からも可能なクラブがありますので、そういうところは受け入れられるようなら7月途中からっていうのもさせていただくんですが、使用

料については、日割りを行っておりませんので、一月分頂くという形になります。

○委員長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 分かりました。

もう一つ、さっき言った大きいところは今回ここには入っていないということに戻りますけど、それは放課後児童クラブのほうのこの受入れ体制、指導員がおれへんっていうようなところですか、原因としては。

○委員長（清水 寛） 向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） 今回、総合的に、子どもの1人当たりの面積が狭いところ、それから職員体制が整わないところっていうのは省かせていただいているので、それをクリアして受入れに余裕のあるところで今回受け入れさせていただくということになっております。

○委員長（清水 寛） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 義本みどりさんの資料が届きました。こういうことが理由になつとるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

それでは、ほかないようでしたら、教育委員会の皆さん方につきましては、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

委員会を暫時休憩します。再開は10時半。

午前10時19分休憩

午前10時28分再開

○委員長（清水 寛） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

なお、請願第1号につきましては、傍聴の申出があり、許可をいたしておりますので、ご了承を願います。

それでは、協議事項に戻りまして、2、請願・陳情の審査に入ります。

文教民生委員会に請願が3件付託されています。

本日は、請願に係る担当部署の都合上、審査の順番を入れ替え、請願第1号に引き続き請願第3号の審査を行い、最後に請願第2号を行いますので、

ご了承願います。

それでは、請願第1号、豊岡市内の高校に外国人生徒特別枠選抜制度の導入に関する件を議題といたします。

委員の皆さんは、Side Books上の本日のフォルダー内、請願第1号のフォルダーをお開きください。

請願の提出者は、特定非営利活動法人にほんご豊岡あいうえお理事長、植村健二氏です。紹介議員は、西田真議員と義本みどり議員です。

請願書の内容につきましては、各自、事前に目を通されていると思いますので、このまま進めさせていただきます。

紹介議員の義本委員がおられますので、何か補足説明がありましたらお願いをします。

○委員（義本みどり） 別にないです。

○委員長（清水 寛） よろしいですか。

○委員（義本みどり） はい。書いてあるとおりです。

○委員長（清水 寛） それでは、この件について当局からの意見、説明はありますか。

○学校教育課長（寺坂 浩司） 特にないです。

○委員長（清水 寛） それでは、質疑、意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、この後、討論に入りたいと思います。前田委員。

○委員（前田 敦司） この請願第1号、豊岡市内の高校に外国人生徒特別枠選抜制度の導入に関する件について、継続審査を求める動議を提出させていただきます。

理由としましては、豊岡市内の公立高等学校に外国人生徒特別枠選抜制度を導入することについては、一定数の外国人が在住され、そのお子様のことを考えれば、検討する必要は十分にあると考えますが、受け入れる高等学校の現在の体制等では不具合が生じているのかも把握する必要があるというふうに考えております。

以上のことから、本請願に対して適否を決定する段階ではないと考えられるので、本請願は継続審査とするように動議を提出いたします。以上です。

○委員長（清水 寛） ただいま前田委員から請願第1号について閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

直ちに本動議を議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（清水 寛） 賛成多数と認めます。

それでは、ただいま継続審査動議が可決されましたので、お諮りいたします。請願第1号を議長に対して閉会中の継続審査事項として申し出たいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時31分休憩

---

午前10時37分再開

○委員長（清水 寛） それでは、会議を再開します。

次に、請願第3号、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための2026年度政府予算に係る意見書採択に関する件を議題といたします。

請願の提出者は、豊岡市教職員組合執行委員長、小田一洋氏です。紹介議員は、西田真議員、太田智博議員及び義本みどり委員です。

紹介議員の義本委員がおられますので、何か補足説明等がありましたらお願いをいたします。

○委員（義本みどり） 例年2つ出してたかと思うんですけど、今回はそれを1つにまとめてということになったそうです。以上で、あとは書いてあるとおりです。

○委員長（清水 寛） ありがとうございます。

この件について、当局からの意見、説明等があればよろしくお願ひします。

○学校教育課長（寺坂 浩司） 特にないです。

○委員長（清水 寛） それでは、質疑、意見等ございませんか。

はい。

○委員（須山 泰一） これ、ここで読んだりしなかったんですかね。

○委員長（清水 寛） 毎回読んでたんですけども、事前に配ってるのと、その時間をずっと取るのがもうあれなんで、取りあえず皆さん目を通していただいているというふうに思っています。

○委員（須山 泰一） これ、去年と違うところはありますか。

○委員（義本みどり） 今、私言ったけど。

○委員長（清水 寛） 2つ出てきたものを1つにまとめたところが去年と違うところですね。よろしいですか。（「よろしいですけど」と呼ぶ者あり）

それでは、この後、討論に入りたいと思います。

当局職員の皆さんは、ご協力いただきまして、ありがとうございました。ここで退席いただいて結構です。お疲れさまでした。（「休憩取りませんか」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水 寛） 暫時休憩します。

午前10時39分休憩

---

午前10時40分再開

○委員長（清水 寛） では、会議を再開します。

討論におきましては、各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしくお願ひをいたします。ということで、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） それでは、お諮りいたします。本件は、採択すべきことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は、採択すべきことに決定しました。委員会を暫時休憩します。

午前10時41分休憩

---

午前10時42分再開

○委員長（清水 寛） では、休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、請願第2号、地方消費者行政維持・強化のための対策の国への要請に関する請願書を議題といたします。

請願の提出者は、兵庫県弁護士会会長、中山稔規氏です。紹介議員は、西田真議員、太田智博議員及び義本みどり委員です。

紹介議員の義本委員がおられますので、何か補足で説明等ありましたらお願いをいたします。

義本委員。

○委員（義本みどり） これは弁護士会の会長名になってますので、弁護士会からの消費者部会のほうの全国的な取組として兵庫県に下りてきて、兵庫県の分が但馬の分をとということで依頼を受けてというところですので、全国的な取組ということをご理解ください。以上です。

○委員長（清水 寛） ありがとうございます。

この件について、当局から意見、説明等あれば、お願いをいたします。

小崎参事。

○生活環境課参事（小崎 新子） 今、義本委員のほうからもご説明ありましたように、豊岡市でも、この消費者行政強化交付金を活用して消費生活相談員の人件費などにも充当して事業に取り組んでおりますので、今後の相談体制等を安定的に実施していくには、この事業が実施できるように、引き続き交付金による財政支援は必要だなというふうに担当課としても考えております。

○委員長（清水 寛） ありがとうございます。

質疑、意見等はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） それでは、この後、討論に入りたいと思います。

当局の職員の皆さんにつきましては、ご協力いただき、ありがとうございました。

討論に入ります前に、ここで退席いただいて結構です。

○委員（義本みどり） 重要な証言をしていただいて、

ありがとうございます。

○委員長（清水 寛） お疲れさまでした。

討論におきましては、各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしくをお願いをいたします。

それでは、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） それでは、お諮りいたします。本件は、採択すべきことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は、採択すべきことに決定しました。

次に、3番、意見・要望のまとめに入ります。

まず、本日、委員会において審査しました議案6件について、当委員会の意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思ひます。

委員会を暫時休憩します。

午前10時45分休憩

---

午前10時48分再開

○委員長（清水 寛） そしたら、委員会を再開します。

それでは、ただいま協議いただきました委員長報告の案文等につきましては、正副委員長に一任いただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） それでは、委員会を暫時休憩します。

午前10時48分 委員会休憩

---

午前10時48分 分科会開会

○分科会長（清水 寛） 分科会を再開します。

次に、分科会意見・要望のまとめに入ります。

本日、分科会において審査いたしました議案について、当分科会の意見・要望として予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思ひます。

暫時休憩します。

午前10時48分休憩

---

午前10時48分再開

○分科会長（清水 寛） なら、分科会を再開します。

ただいま協議いただきました分科会長報告の案文につきましては、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（清水 寛） 異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで分科会を閉会します。

午前10時48分 分科会閉会

---

午前10時48分 委員会開会

○委員長（清水 寛） 委員会を再開します。

次に、協議事項4番、閉会中の継続調査（審査）の申出についてを議題といたします。

4月14日の委員会において協議いただきました重点調査事項についてご確認をお願いします。

委員会重点調査事項を閉会中の継続調査（審査）事項として議長に申し出たいと思いますが、これに先ほどの請願の1号も追加するという形になるとと思いますが、それでご異議ありませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員（須山 泰一） それを継続審査するんやもんね。

○委員長（清水 寛） はい。これを追加した形になります。

○委員（福田 嗣久） 9月議会だでな。

○委員長（清水 寛） はい。

そうしましたら、異議なしと認め、そのように決定をしました。

次に、協議事項5番、行政視察報告書についてを議題といたします。

去る5月19日から21日にかけて実施いたしました行政視察の報告書（案）につきまして、先日

配信をさせていただいています。

ご一読いただいているとは思いますが、内容について修正等お気づきの点がございましたら、この場でご意見をお願いをいたします。

前田委員。

○委員（前田 敦司） 自分が担当したとこなんですけど、僕、ターントクルを担当させていただいたんですけど、豊川市と磐田市のとは市の概要を入れておられるんですけど、ちょっとそこは入れといたほうがいいですかと思ったぐらいです。すごい細かいことですけど、そろえるんだったらそろえるっていうぐらいです。

○委員長（清水 寛） 文面がどうだろう、入りそう。（発言する者あり）

○委員（荒木 慎太郎） いやいや、少ない、少ない。めっちゃ改行してあるもん。

○委員長（清水 寛） もし可能であれば、少し合わせて入れていただけたらありがたいです。

○委員（前田 敦司） 入れんでえんやったら入れないですけど。

○委員（荒木 慎太郎） 入れてください。余ってるんだから。

○委員（義本みどり） 何年か後から見たときに、想像するときにあつたほうがいいかもしれないです。

○委員（前田 敦司） じゃあ、もう副委員長のほうでお願いして。

○委員（荒木 慎太郎） 僕は趣旨を述べるというのが仕事だと。

○委員長（清水 寛） そうしましたら、前田委員からアイデアいただきましたんで、少し追記をした上で……。

○委員（前田 敦司） 正副一任で。

○委員長（清水 寛） これで完成というふうに持っていきたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、内容は、あとは前田委員からいただいたものを併せて正副委員長に一任いただきたいということでよろしくお願いをいたします。

次に、協議事項6番、意見交換会についてご協議

をいただきたいと思います。

5月25日発行の議会だより第101号で、意見交換をしていただく団体を6月12日期限で募集したところ、社会福祉協議会から意見交換会の申出がありました。

申出内容については、Side Booksに配信をしております。

暫時休憩します。

午前10時52分休憩

---

午前10時56分再開

○委員長（清水 寛） なら、委員会を再開します。

日程案について、先ほど協議をいたしました内容で、第1希望が8月5日の午後、第2希望が8月8日の午前、第3希望が8月12日の午前とここでは一旦決めさせていただきたいと思います。

先方と調整して日にちが決まりましたら、また皆さんのほうにお知らせをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、その他についてを議題といたします。

その他、委員の皆さんから何か協議や意見交換等すべき事項があればご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水 寛） それでは、特にないようですので、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時57分閉会

---